



三重県公報

平成30年6月29日（金）

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
64	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の一部を改正する規則	(森林・林業経営課)	2
65	三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則	(漁 業 環 境 課)	49
66	三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	(企業誘致推進課)	58
	告 示		
439	救急病院に該当しなくなった旨	(地域医療推進課)	58
440	救急病院の認定	(同)	58
441	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の規定に基づく木材産業等高度化推進資金の種類、内容及び貸付条件の一部を改正する告示	(森林・林業経営課)	58

規 則

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の一部を改正する規則を(一)に公布します。

平成三十年六月二十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六十四号

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の一部を改正する規則

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則（昭和五十五年三重県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「毎月の貸付状況を」を「四半期ごとの貸付状況を各四半期の最終月の」に改める。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

林 業 経 営 改 善 計 画 書

〔 始期 年 月 日 〕
 〔 終期 年 月 日 〕

1 林業経営の現状

(1) 林業経営改善計画の対象とする森林の区域

(林業経営体用)

森 林 の 所 在 場 所				森 林 所 有 者 名	森 林 の 現 況					
都道府県	市町村	字(大字)	地番		面積 (ha)	人 工 林・ 天 然 林 別	樹 種 及 び 林 相	林 齢	摘 要	備 考

(林業事業体用)

施業を受託すること等により林業を営む区域の所在場所					備 考				

(2) 林業経営の概要等

ア 経営の概要

(林業経営体一人用)

労 働 力 の 現 況					林 業 経 営 収 支 等 の 現 況		
区 分	人 数	林 業 従 事 数	農 業 等 従 事 数	林	粗 収 入(A)	千円	

家 族	男	人	人日	人日	業	林業経営費(B)	
	女					収支(A)－(B)	
	計					農 業 所 得	
雇 用	常 雇					給 与 所 得	
	臨 時					そ の 他 所 得	
	計					計	
委 託 等							
※担当者 記入欄		選定経営体		☐ 該当 ☐ 非該当			

(林業経営体－林家が法人化した会社用)

設 立 年 月 日				林 業 経 営 収 支 等 の 現 況		
資 本 金				林 業	粗 収 入(A)	千円
役 職 員	役員 名				林業経営費(B)	
	職員(事務系) 名				収支(A)－(B)	
労 働 力 の 現 況		人 数	林 業 従 事 日 数	そ の 他		
	常 雇	人	人日	計		
	臨 時					
	計					
	委 託 等					
※担当者 記入欄	選定経営体		☐ 該当 ☐ 非該当			

(林業経営体－その他法人用)

設 立 年 月 日			
資 本 金 等			
役 員			
林 業 関 係 職 員 等	事務系	名	
	技術系	名	
	作業員	名	

そ の 他 職 員 組 織 機 構 等		
主 な 事 業		
林 業 関 係 事 業 実 行 形 態		
備 考		
※担当者記入欄	選定経営体	☐ 該当 ☐ 非該当

(公有林用)

沿 革		林 業 収 入	林 産 物 収 入	千円
			補 助 金	
			借 入 金	
組 織 ・ 機 構	担当部課 職員 事務系 技術系		そ の 他	
			計	
会 計 区 分	一般会計・特別会計	経 営 費	事 業 費	千円
事 業 実 行 形 態			償 還 金	
			そ の 他	
			計	
備 考				

(林業事業体一個人用)

林 業 労 働 力 の 現 況					林 業 経 営 収 支 等 の 現 況		
区 分	人 数	林 業 従 事 数 日	農 業 等 従 事 数 日	林	粗 収 入(A)	千円	
家 族	男	人	人日	業	林業経営費(B)		
	女				収支(A)－(B)		
	計				農 業 所 得		
雇 員	常 雇				給 与 所 得		
	臨 時				そ の 他		

用	計				計	
※担当者 記入欄		選定経営体		☐ 該当 ☐ 非該当		

(林業事業体－法人用)

設 立 年 月 日				林 業 経 営 収 支 等 の 現 況		
資 本 金 等				林 業	粗 収 入 (A)	千円
役 職 員	役員 名				林業経営費 (B)	
	職員 (事務系) 名				収支 (A)－(B)	
労 働 力 の 現 況		人 数	林 業 従 事 日 数	そ の 他		
	常 雇 臨 時 計	人	人 日	計		
林 業 以 外 の 事 業						
※担当者 記入欄	選定経営体		☐ 該当 ☐ 非該当			

イ 経営森林の現況

区 分	林 相 ・ 樹 種		面 積	齢 級 別 内 訳 (ha)							
				I	II	III	IV	V		X	XI以上
経 営 森 林	人		ha								
	林	計									
	天 然 林										
路 網	林 作 業 道	道 道	総延長 総延長	km km	標準伐期齢 年						

2 林業経営規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営改善に関する目標

- (1) 林業経営の改善の方向の概要
- (2) 林業経営の規模の拡大等に関する目標

(林業経営体用)

目 標 と す る 経 営 類 型			
区 分	経 営 規 模	摘 要	

育 林 業	樹 種	生 産 目 標		現 状	目 標	
				ha (人工林率 %)	ha (人工林率 %)	
施 業 受 託 (年 間)	伐 採	主 伐	ha [ha] (m³)	ha (m³)		
		間 伐	ha [ha] (m³)	ha (m³)		
	造 林	植 栽	ha [ha]	ha		
		(再掲) 一 貫 作 業 に よ る 実 施 分	ha [ha]	ha		
		保 育	ha [ha]	ha		
経 営 受 託 (年 間)	伐 採	主 伐	ha [ha] (m³)	ha (m³)		
		間 伐	ha [ha] (m³)	ha (m³)		
	造 林	植 栽	ha [ha]	ha		
		(再掲) 一 貫 作 業 に よ る 実 施 分	ha [ha]	ha		
		保 育	ha [ha]	ha		
受 託 面 積 計			ha [ha]	ha		
経 営 の 複 合 化 特 用 林 産 物 生 産 (そ の 他)			原木本数 本 施設面積 m²	本 m²		

備考 「施業受託」及び「経営受託」の欄には、林業経営改善計画の申請日において現に契約している受託面積を
[] に記載すること。

齢級構成の平準化の目標

樹 種	齡 級 別 内 訳											
	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ	Ⅸ	X	XⅠ	XⅡ	XⅢ	////	////	XⅣ	XX以上
	ha								////	////		
									////	////		

(林業事業体用)

目 標 と す る 経 営 類 型		経 営 規 模 (年 間)	
区 分		現 状	目 標

施 業 受 託	造 林	植 栽	ha [ha]	ha
		(再 掲) 一 貫 作 業 に よ る 実 施 分	ha [ha]	ha
		保 育	ha [ha]	ha
	素 材 生 産		ha [ha] (m³)	ha (m³)
	そ の 他			
経 営 受 託	造 林	植 栽	ha [ha]	ha
		(再 掲) 一 貫 作 業 に よ る 実 施 分	ha [ha]	ha
		保 育	ha [ha]	ha
	素 材 生 産		ha [ha] (m³)	ha (m³)
	そ の 他			
立 木 購 入 に よ る 素 材 生 産			m³	m³
所 有 森 林	造 林	植 栽	ha [ha]	ha
		(再 掲) 一 貫 作 業 に よ る 実 施 分	ha [ha]	ha
		保 育	ha	ha
	素 材 生 産		ha (m³)	ha (m³)
	そ の 他			
受 託 面 積 計			ha [ha]	ha
合 計	造 林		ha	ha
	素 材 生 産		m³	m³

備考 「施業受託」及び「経営受託」の欄には、林業経営改善計画の申請日において現に契約している受託面積を
[]に記載すること。

(3) 生産方式の合理化に関する目標

生産方式	現 状	目 標

(4) 経営管理の合理化に関する目標

(5) 事業実行方式の改善に関する目標

3 2の目標を達成するためとるべき措置

(1) 経営の目標ごとの措置

経 営 の 目 標	措 置
-----------	-----

--	--

(2) 目標を達成するため必要な事項

ア 伐採、造林及び特用林産物の生産等

(林業経営体用)

事業区分			現行事業量		実行計画量			
			平均	前年	年度	年度	年度	年度
伐採	主伐	皆伐	m ³	m ³				
		択伐						
	間伐							
	計							
造林	植栽		ha	ha				
	(再掲) 一貫作業による 実施分		ha	ha				
	保育		ha	ha				
	附帯施設							
施業受託	伐採	主伐 間伐	ha	ha				
	造林	植栽	ha	ha				
		(再掲) 一貫作業 による実 施分	ha	ha				
		保育	ha	ha				
	合計面積(ha)							
経営受託	伐採	主伐 間伐	ha	ha				
	造林	植栽	ha	ha				
		(再掲) 一貫作業 による実 施分	ha	ha				
		保育	ha	ha				
	合計面積(ha)							
委託	伐採立木材積 (m ³)							
	造林面積(ha)							
特用 林産物	生産物名							
	生産規模							
	生産量							

(林業事業体用)

イ 林道及び作業道の開設及び改良10

ウ 森林の取得

区 分	面積 (㎡)	取 得 を 行 う 森 林 の 概 要	備 考
省令第2条の要件 に合致する場合		〔 森林の所在場所、既に所有している 森林との位置関係、樹種、齢級等 〕	
上 記 以 外			

エ その他

区 分	内 容

4 3の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法

3の(2)のアからウまでの伐採事業、造林事業及び林道事業の実施並びに森林の取得等に必要な資金

(単位：千円)

年度	事 業	補 助 金	公 庫 か ら の 借 入 金		改 善 資 金 か 借 入 の 金	推 進 資 金 か 借 入 の 金	そ の 他 か ら の 借 入 金	自 己 資 金	そ の 他 資 金	計	備 考
			資 金 名	金 額							
	計										
	計										
	計										

第五号様式から第七号様式までを次のように改める。

その 1

【事業經營改善合理化資金關係：素材生產等促進資金】

事業体等の名称	
---------	--

(1) 事業体等に係る基本的事項 (※該当する□にレ(チェック)を記入)

主な事業		☐ 素材生産 ☐ 製材 ☐ 加工 ☐ 素材市場 ☐ 製品市場 ☐ 卸売	
事業者等の構成	森林所有者関係	☐ ①所有する森林面積がおおむね 30ha 以上の森林所有者（所有森林面積： ha）	
	森林組合関係	☐ ②森林組合 ☐ ③森林組合連合会	
	木材協同組合関係	☐ ④中小企業等協同組合等の組合 ☐ ⑤中小企業等協同組合等の連合会	
	単独事業体関係	☐ ⑥木材の年間取扱量がおおむね 3,000 m ³ 以上の事業体 ☐ ⑦木材の年間取扱量がおおむね 1,500 m ³ 以上でかつ木材等の取扱量が増加するよう計画している事業体 ☐ ⑧木材の年間取扱量がおおむね 1,000 m ³ 以上でかつ間伐材等の取扱量のおおむね 5 割以上の事業体であって、木材等の取扱量が増加するよう計画している事業体 ☐ ⑨新製品の開発等により木材の需要の拡大に努めている事業体 （「付表－3」が必要） ☐ ⑩「製材の日本農林規格（構造用製材に係るものに限る）」の認証を受けた木材の製造を営む事業体（認証を受けたことを証明する書類の写しが必要）	
	数人共同の事業体	4 人以上	☐ ⑪法人格を有しない同一の目的を有する事業体 （別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」の記入が必要）
		2 人以上	☐ ⑫構成員における木材の年間取扱量計がおおむね 3,000 m ³ 以上の事業体 （別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」の記入が必要） ☐ ⑬間伐等に係る素材生産又は間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の引取りの事業を計画している事業体 （別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」の記入が必要） ☐ ⑭ J A S 認証工場を営む者又は 1 年以内に認証が確実に見込まれる者の事業体 （認証を受けたこと（又は認証中）を証明する書類の写しが必要） （別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」の記入が必要）
その他		☐ ⑮造林公社、林業公社 ☐ ⑯第 3 セクター ☐ ⑰生産森林組合	
利率優遇要件	2 倍協調要件	☐ 木材の年間取扱量がおおむね 10,000 m ³ 以上であって、計画期間内に木材の取扱量が増加するよう計画している事業体 ☐ 選定経営体（該当する構成員： ）	
	3 倍協調要件	☐ 木材の年間取扱量がおおむね 3,000 m ³ 以上であって、計画期間内に木材の取扱量が増加するよう計画している事業体	

(2) 事業の経営改善の基本的方向

--

(注) 加工を併せて行う者については、その加工に係る製品の生産に関する事項を、⑧の者については、木材需要の拡大に関する事項を含めて記入すること。

(3) 財務状況：〔最近3か年の貸借対照表（又は資産・負債状況のわかる書類）、損益計算書及びその他参考となる書類を添付〕

(4) 事業等の現状・計画：（始期 年 月 日～終期 年 月 日）

年次 計画等	現 状（実績）	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	※ 担 当 者 記 入 欄 (伸び率)	
木材取扱量 (m³)	平均 計	木材取扱計画量 (m³)						
	うち国産材 ()							
	直近 計							
	うち国産材 ()							
	2 年前 計	うち国産材 (m³)						
	うち国産材 ()							
	3 年前 計							
	うち国産材 ()	()	()	()	()	()		
□新製品等 □J A S								
素材生産等 促進資金に係る	素 材 生 産 計 画 量 (m³)	平均 [()]						
		直近 ()						
		2 年前 ()	[()]	[()]	[()]	[()]	[()]	
		3 年前 ()	()	()	()	()	()	
	素 材 引 取 計 画 量 (m³)	平均 計	素材引取計画量 (m³)					
		うち国産材 ()						
		直近 計						
		うち国産材 ()						
		2 年前 計	うち国産材 (m³)					
		うち国産材 ()						
		3 年前 計						
		うち国産材 ()	()	()	()	()	()	
	□新製品等 □J A S							
	製 品 引	平均 計	製品引取計画量 (m³)					
		うち国産材 ()						
		直近 計						

事業 の 計 画	取 計 画 量 (m^3)	うち国産材	()						
		2 年 前 計		うち国産材 (m^3)					
		うち国産材	()						
		3 年 前 計							
		うち国産材	()	()	()	()	()	()	()
	□新製品等 □J A S								
	素 材 加 工 計 画 量 (m^3)	平均 計		素材加工計画量 (m^3)					
		うち国産材	()						
		直 近 計							
		うち国産材	()						
		2 年 前 計		うち国産材 (m^3)					
		うち国産材	()						
		3 年 前 計							
		うち国産材	()	()	()	()	()	()	()
	□新製品等 □J A S								
事業に直接従 事する従業員 数 (人)	平均								
	直 近								
	2 年 前								
	3 年 前								
一人当たりの 木材取扱計画 量 ($\text{m}^3/\text{人}$)	平均		一人当たりの木材取扱計画量 ($\text{m}^3/\text{人}$)						
	うち J A S 製品								
	直 近								
	うち J A S 製品								
	2 年 前		うち J A S 製品量 ($\text{m}^3/\text{人}$)						
	うち J A S 製品								
	3 年 前								
	うち J A S 製品								

(注1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注2) 「現状 (実績)」欄には、直近の実績を含む過去3か年の実績及び平均値を記入する。

(注3) 「内訳」欄には、資金を借り受けようとする事業についてのみ計画量等を記載する。

(注4) 「素材生産計画量」欄の [] : ①の者については、主伐計画量を内書で記入する。

⑧の者については、新製品の開発等（葉枯らしによる天然乾燥材）に係る素材生産計画量を内書で記入する（その他の事業体については、記入の必要なし。）。

(注5) 各欄の () には、間伐等又は間伐材等に係る取扱計画量を内書きで記入する。

(注6) 「□新製品等□J A S」欄について、⑧の者は、新製品の開発等に係る木材取扱計画量を内書で記入する。

また、⑨の者は、J A S 製品に係る素材引取計画量を内書で記入する（その他の事業体については、記入の必要なし。）。

（注7） ①の者については、「事業に直接従事する従業員数」欄及び「一人当たりの木材取扱計画量」欄の記入の必要なし。

（注8） 「一人当たりの木材取扱計画量」の「うち J A S 製品」欄について、⑨の者は、J A S 製品に係る一人当たりの木材取扱計画量を内書で記入する（その他の事業体については、記入の必要なし。）。

（注9） 素材生産又は素材・製品等の引取以外の事業を併せて行っている者については、「付表－1」を添付する（数人共同の事業体については不要）。

（注10） 数人共同の事業体以外の者については、「付表－2」を添付する。

2 事業の経営改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

資金調達先別金額等：（始期 年 月 日～終期 年 月 日）

ア 合 計

年次計画		資金調達先別金額				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)
		短期運転資金	長期運転資金			
合 計	1年目 ... ～	千円	千円	千円 ()	千円 ()	千円 ()
	2年目 ... ～			()	()	()
	3年目 ... ～			()	()	()
	4年目 ... ～			()	()	()
	5年目 ... ～			()	()	()

イ 素材生産

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	その他	所要 資金額 (合計)	素材生産計画量	伐採・搬出等諸経費	年間立木購入費	年間資金回転数	所要資金額 (A×B+C)÷D=E
		短期運転資金	長期運転資金				A	B	C	D	E
素 材 生	1年目			()	()	()	m ³ /年	千円/m ³	千円/年	回/年	千円
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					

産	5年目			()	()	()					
---	-----	--	--	-----	-----	-----	--	--	--	--	--

ウ 素材・製品引取

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎				
		木材産業等高度化推進資金		その他の金融機関資金	その他資金額 (合計)	素材・製品引取り計画量 A	1 m ³ 当たり素材・製品価格 B	年間輸送費 C	年間資金回転数 D	所要資金額 (A×B+C)÷D=E	
		短期運転資金	長期運転資金								
素材引取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					
製品引取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

エ 素材加工

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎			
		木材産業等高度化推進資金		その他金融機関資金	その他資金額 (合計)	素材製品 生産計画量 A	1 m ³ 当たり 加工諸経費 B	年間資金 回転数 C	所要 資金額 (A×B)÷ C=D	
素材加工	1年目			()	()	()				
	2年目			()	()	()				
	3年目			()	()	()				
	4年目			()	()	()				
	5年目			()	()	()				

(注1) 資金を借り受けようとする事業に係る金額等を記載する。

(注2) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注3) イ素材生産に係る資金を借り受けようとする①の森林所有者については、「年間立木購入費」欄の記入の必要なし。

(注4) 計画期間内に本計画に係る設備投資を計画している場合には、ア合計、イ素材生産、ウ素材・製品引取並びにエ素材加工の「資金調達先別金額」の該当する各欄()内にその金額を記載する。

(注5) 制度資金、日本政策金融公庫資金、県単補助金、自己資金については、「その他」欄に記載する。

付表－1：素材生産量・素材引取量・製品引取量の現状

※ 素材生産又は素材若しくは製品等の引取の事業を併せて行っている者が記入する。

(数人共同の事業体は記載不要)

現状 事業		現 状 (実 績)				※ 担 当 者 記 入 欄 年間国産材取扱量 (m ³)	
		平均	直 近	2 年前	3 年前		
素 材 生 産 量 (m ³)	計					素 材 生 産 量	
素 材 引 取 量 (m ³)	計					素 材 引 取 量	
	うち国産材					製 品 引 取 量	
製 品 引 取 量 (m ³)	計					合 計	
	うち国産材						

(注1) 直近の実績を含む過去3か年の実績及び平均値を記入する。

(注2) 数人共同の事業体については、別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」に記入する。

付表－2：計画期間における素材等の主要購入先及び主要販売先（※数人共同の事業体は記載不要）

	主 要 購 入 先				主 要 販 売 先			
	購入相手先	(業種)	所在市町村	構成比(%)	販売相手先	(業種)	所在市町村	構成比(%)
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

(注1) 構成比の高い上位3社を記入するとともに、構成比の計が100パーセントになるようにする。

(注2) 数人共同の事業体については、別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」に記入する。

付表－3：新製品の開発等の内容（※単独事業体関係：⑧の事業体のみ記入する。）

(※該当する□にレ(チェック)を記入)

□新製品の開発	□「葉枯らしによる天然乾燥材」の生産 □集成材 □フローリング □単板積層材 □幅はぎ板 □プレカット材 □防腐・防虫処理材 □乾燥材 □その他 ()
□新分野の需要 開拓	□木造学校建築事業 □木造公営住宅建設事業 □産直住宅建設事業 □その他 ()

〔別 紙〕

○ 数人共同の事業体に係る参考資料（構成員ごとに記入）

構成員名		代表者名	
------	--	------	--

参考－1 年間木材取扱量の現状（実績）

事業		現 状（実績）			
		平均	直近	2 年前	3 年前
素材生産量（m ³ ）	計				
素材引取量（m ³ ）	計				
	うち国産材				
製品引取量（m ³ ）	計				
	うち国産材				
※担当者記入欄：年間国産材取扱量(m ³)					
（ ）内は間伐材		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）

（注1） 構成員ごとの年間木材取扱量等の「現状（実績）」欄の合計値が、1(4)の「現状（実績）」欄と合致するよう留意する。

参考－2 年間素材生産等計画量及び木材産業等高度化推進資金必要額

年次計画等		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
素材生産計画量（m ³ ）						
素材引取計画量（m ³ ）						
製品引取計画量（m ³ ）						
素材加工計画量（m ³ ）						
木材産業等 高度化推進資金 必要額（千円）	短期					
	長期					

（注1） 構成員ごとの合計値が、1(3)の年次計画等及び2のア「資金調達先別金額」の木材産業等高度化推進資金の「短期運転資金」、「長期運転資金」と合致するよう留意する。

参考－3：計画期間における素材等の主要購入先及び主要販売先

	主 要 購 入 先				主 要 販 売 先			
	購入相手先	（業種）	所在市町村	構成比（％）	販売相手先	（業種）	所在市町村	構成比（％）
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

（注1） 構成比の高い上位3社を記入するとともに、構成比の計が100パーセントになるようにする。

第 5 号様式（第 5 条関係）

その 2

合 理 化 計 画 書

【事業経営改善合理化資金関係：新規需要創出資金】

事業体等の名称	
---------	--

1 事業の経営の現状及び事業の経営改善に関する措置

(1) 事業体等に係る基本的事項（※該当する□にレ（チェック）を記入）

主な事業		☐ 製材 ☐ 加工	
事業体等の構成	森林組合関係	☐ ①森林組合 ☐ ②森林組合連合会	
	木材協同組合関係	☐ ③中小企業等協同組合等の組合 ☐ ④中小企業等協同組合等の連合会	
	単独事業体関係	☐ ⑤合理化計画期間内に木材製品の生産量が増加するよう計画している事業体 ☐ ⑥「製材の日本農林規格（構造用製材に係るものに限る）」の認証を受けた木材の製造を営む事業体（認証を受けたことを証明する書類の写しが必要）	
	数人共同の事業体	2人以上	☐ ⑦法人格を有しない同一の目的を有する事業体 （別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」の記入が必要）

(2) 事業の経営改善の基本的方向

--

(3) 事業等の現状・計画：（始期 年 月 日～終期 年 月 日）

ア 素材等取扱量

年次計画等	現状（実績）	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※担当者記入欄 （伸び率）
年間取扱計画量 （m ³ ） ☐ 素材 ☐ 製材品	平均 計	年間取扱計画量（m ³ ）					※注 4
	うち国産材						
	直近 計						
	うち国産材						
	2年前 計	うち国産材（m ³ ）					
	うち国産材						
引取量計	3年前 計						
	うち国産材						
	平均 計	引取計画量（m ³ ）					
	うち国産材						

(m³)	直近 計							
	□素材	うち国産材						
	□製材品	2 年前 計		うち国産材 (m³)				
		うち国産材						
	3 年前 計							
		うち国産材						

(注1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注2) 「現状（実績）」欄には、直近の実績を含む過去3か年の実績及び平均値を記入する。

(注3) 素材と製品の両方の取引がある場合は、上段に素材、下段に製材品にする等区分して記入すること。

(注4) 数人共同の事業体以外の者については、「付表－1」を添付する。

イ 木材製品の生産計画量

年次計画等	現状（実績）		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
木材製品の 生産計画量 (m³)	平均							
	直近							
	2 年前							
	3 年前							
J A S 製品								
生産する 木材製品	□製材 □合板 □集成材 □単板積層材 □防腐、防虫、耐火処理材 □直交集材板 □木質チップ、ペレット □その他							

(注1) 「現状（実績）」欄には、直近の実績を含む過去3か年の実績及び平均値を記入する。

(注2) 数人共同の事業体以外の者については、「付表－1」を添付する。

(4) 財務状況：〔最近 3 か年の貸借対照表（又は資産・負債状況のわかる書類）、損益計算書及びその他参考となる書類を添付〕

2 事業の経営改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

資金調達先別金額等：(始期 年 月 日～終期 年 月 日)

ア 合計

年次計画		資金調達先別金額				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)
		短期運転資金	長期運転資金			
合	1 年目 ・・・	千円	千円	千円 ()	千円 ()	千円 ()
	2 年目 ・・・			()	()	()

計	3年目 ・・・～			()	()	()
	4年目 ・・・～			()	()	()
	5年目 ・・・～			()	()	()

イ 素材・製品引取

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	素材・ 製品引取 計画量 A	1 m ³ 当 たり素材・ 製品価格 B	年間 輸送費 C	年間資金 回転数 D	所要 資金額 (A×B +C)÷ D= E
		短期運 転資金	長期運 転資金								
素材 引 取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					
製 品 引 取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

ウ 加工

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎			
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融 機関 資金	その他	所要 資金額 (合計)	製 品 生 産 計 画 量 A	1 m ³ 当 たり 加工諸経費 B	年 間 資 金 回 転 数 C	所 要 資 金 額 (A×B) ÷C= D
		短期運 転資金	長期運 転資金							
加 工	1年目			()	()	()				
	2年目			()	()	()				
	3年目			()	()	()				
	4年目			()	()	()				
	5年目			()	()	()				

- (注1) 資金を借り受けようとする事業に係る金額等を記載する。
- (注2) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。
- (注3) 計画期間内に本計画に係る設備投資を計画している場合には、ア合計、イ素材・製品引取並びにウ加工の「資金調達先別金額」の該当する各欄（ ）内にその金額を記載する。
- (注4) 制度資金、日本政策金融公庫資金、県単補助金、自己資金等については、「その他」欄に記載する。

付表－1：計画期間における素材等の主要購入先及び主要販売先（※数人共同の事業体は記載不要）

	主要購入先				主要販売先			
	購入相手先	(業種)	所在市町村	構成比 (%)	販売相手先	(業種)	所在市町村	構成比 (%)
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

- (注1) 構成比の高い上位3社を記入するとともに、構成比の計が100パーセントになるようにする。
- (注2) 数人共同の事業体については、別紙「数人共同の事業体に係る参考資料」に記入する。

〔別紙〕

○ 数人共同の事業体に係る参考資料（構成員ごとに記入）

構成員名		代表者名	
------	--	------	--

参考－1：年間木材取扱量の現状（実績）

事業		現 状	現状（実績）			
			平均	直近	2年前	3年前
素材引取量（ m^3 ）	計					
	うち国産材					
製品引取量（ m^3 ）	計					
	うち国産材					
※担当者記入欄：年間国産材取扱量（ m^3 ）						

（注）構成員ごとの年間木材取扱量等の「現状（実績）」欄の合計値が、1の(4)の「現状（実績）」欄と合致するよう留意する。

参考－2：年間素材生産等計画量及び木材産業等高度化推進資金必要額

年 次 計 画 等		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
素材引取計画量（ m^3 ）						
製品引取計画量（ m^3 ）						
製品生産計画量（ m^3 ）						
木材産業等高度化 推進資金必要額 (千円)	短期					
	長期					

（注）構成員ごとの合計値が、1の(3)の年次計画等及び2のア「資金調達先別金額」の木材産業等高度化推進資金の「短期運転資金」、「長期運転資金」と合致するよう留意する。

参考－3：計画期間における素材等の主要購入先及び販売先

	主要購入先				主要販売先			
	購入相手先	(業種)	所 在 市 町 村	構 成 比 (%)	販売相手先	(業種)	所 在 市 町 村	構 成 比 (%)
①								
②								
③								
その他								
計				100%				100%

（注）構成比の高い上位3社を記入するとともに、構成比の計が100パーセントになるようにする。

第 6 号様式（第 5 条関係）

合 理 化 計 画 認 定 申 請 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所 事業体等の所在地
 氏 名 名称及び代表者名 印
 （※法人にあつては、登記してい
 る住所、名称及び代表者名）

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第 4 条第 2 項の規定に基づき、合理化計画について認定を申請します。

共同申請者名簿

共同申請者 (異業種間の協定等の 締結先)	事 務 所 所 在 地 会 社 名 代 表 者 名		印
共同申請者 (異業種間の協定等の 締結先)	事 務 所 所 在 地 会 社 名 代 表 者 名		印

注1： 異業種の例【森林所有者と素材生産業者、素材生産業者と製材業者、素材生産業者と原木市場、製材業者と加工業者、製材業者と製品市場等】

注2： 必要に応じて欄を追加して記入すること。

第7号様式（第5条関係）

その1

合 理 化 計 画 書

【構造改善合理化資金関係：木材高度加工資金】

事業体等の名称	
---------	--

1 事業の経営の現状及び木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置

(1) 事業体等に係る基本的事項

ア 申請者（借受者）（※該当する□にレ（チェック）を記入）

主な事業		☐ 製材 ☐ 加工
借受の対象要件	☐ 高次加工機械等の活用	☐ 集成材製造施設 ☐ 人工乾燥施設 ☐ 薬剤処理施設 ☐ プレカット加工施設 ☐ 廃木材破砕・再生処理施設 ☐ 製材用省力化設備 ☐ 合板用省力化設備 ☐ 木製組立材料製造用省力化設備 ☐ 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備
	☐ 合併等による体質強化	☐ 年間素材・製品取扱量がおおむね 5,000m ³ 以上 （設立総会等の議事録等を添付すること） （付表－1 を記入すること）
	☐ 高度加工	☐ J A S 材生産 ☐ 人工乾燥材生産 ☐ 天然乾燥材生産 ☐ 地域認証材の生産 ☐ 集成材の生産 ☐ プレカット材の生産
事業体等の構成	森林組合関係	☐ 森林組合 ☐ 森林組合連合会
	木材協同組合関係	☐ 中小企業等協同組合等の組合 ☐ 中小企業等協同組合等の連合会
	単独事業体関係	☐ 製材業者 ☐ 加工業者

イ 共同申請者（借受者）※異業種間の協定等の締結相手方

フリガナ 会 社 名		
設立年月日		年 月 日
借受の対象要件		☐ アに掲げる申請者に対して素材等の供給を行う
事業体等の構成	森林組合関係	☐ 森林組合 ☐ 森林組合連合会
	木材協同組合関係	☐ 中小企業等協同組合等の組合 ☐ 中小企業等共同組合等の連合会
	単独事業体関係	☐ 森林所有者（素材生産を行っている者） ☐ 素材生産業者 ☐ 製材業者 ☐ 加工業者 ☐ 素材市場 ☐ 製品市場 ☐ 卸売業者

(注1) 共同申請者（借受者）が複数である場合は、欄を追加し、共同申請者（借受者）ごとに作成すること。

(注2) 協定書等（写）を添付すること。

ウ 共同申請者（借受者以外）※異業種間の協定等の締結相手方

フリガナ 会 社 名	
設立年月日	年 月 日
主な事業等 (□に「レ」を記入)	☐ 森林所有者（素材生産を行っている者） ☐ 素材生産 ☐ 製材 ☐ 加工 ☐ 素材市場 ☐ 製品市場 ☐ 卸売 ☐ その他関連業種 ※関連業種の内訳：☐ 建築工事業 ☐ 大工工事業 ☐ 家具製造業 ☐ インテリアデザイン業 ☐ 設計監理業

(注1) 共同申請者（借受者以外）が複数である場合は、欄を追加し、共同申請者（借受者以外）ごとに作成すること。

(注2) 協定書等（写）を添付すること。

(2) 木材の生産部門又は流通部門の構造改善の基本的方向

--

(注) 高次加工機械等の活用又は合併等の体質強化に関する事項を含めて記入すること。

(3) 事業等の現状・計画：(始期 年 月 日～終期 年 月 日)

ア 素材・製材品取扱量等

年次計画等	現状（実績）		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	※ 担 当 者 記 入 欄 （伸び率）
年 間 取 扱 計 画 量 (m³) ☐ 素 材 ☐ 製材品	平均 計		年間取扱計画量（m³）					
	うち国産材						※注 4	
	直近 計							
	うち国産材							
	2 年前 計		うち国産材（m³）					
	うち国産材							
3 年前 計								
うち国産材								
引 取 量 計 (m³) ☐ 素 材	平均 計		引取計画量（m³）					
	うち国産材							
	直近 計							
	うち国産材							
	2 年前 計		うち国産材（m³）					

□ 製材品		うち国産材							
	3 年前	計							
		うち国産材							
うち、協定等 に基づく引取 量 (m³) □ 素 材 □ 製材品	平均			※注 3					
	直近								
	2 年前								
	3 年前								
J A S 無垢材に係る引取量									

(注1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注2) 「現状（実績）」欄には、直近の実績を含む過去3か年の年間取扱計画量等の実績及び平均値を記入する。

(注3) 協定等に基づく1年目の引取量が年間取扱計画量の実績の平均値の1割以上であること。

(注4) 5年目の年間取扱計画量が実績の平均値の2割以上増加するように計画すること。

(注5) 素材と製品の両方の取扱がある場合は、上段に素材、下段に製材品にする等区分して記入すること。

イ 木材製品の生産計画量

年次計画等	現状（実績）		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	※ 担 当 者 記 入 欄 (伸び率)
木 材 製 品 の 生 産 計 画 量 (m ³)	平均							
	直近							
	2 年前							
	3 年前							

(注1)「現状（実績）」欄には、直近の実績を含む過去3か年の素材・製材品による木材製品の生産計画量等の実績及び平均値を記入する。

ウ J A S 製品の生産計画量 (□ J A S 材 □ 地域認証材 □ 集成材 □ プレカット材)

年次計画等	現状（実績）		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	※担当者 記入欄 (伸び率)
J A S 材等の 生 産 計 画 量 (m ³)	平均							
	直近							
	2 年前							
	3 年前							
う ち J A S 無 垢 材 の 生 産 計 画 量 (m ³)	平均							
	直近							
	2 年前							
	3 年前							

(注1) 「現状（実績）」欄には、直近の実績を含む過去3か年の素材・製材品による木材製品の生産計画量等の実績及び平均値を記入する。

(注2) 複数の種類の材を生産する場合は、上段、中段、下段に区分して記入する。

エ 乾燥材の生産計画量（□ 人工乾燥材 □ 天然乾燥材）

年次計画等	現状（実績）		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	※ 担 当 者 記 入 欄 (伸び率)
乾 燥 材 の 生 産 計 画 量 (m ³)	平均							
	直近							
	2年前							
	3年前							

(注1) 「現状（実績）」欄には、直近の実績を含む過去3か年の素材・製材品による木材製品の生産計画量等の実績及び平均値を記入する。

(注2) 人工乾燥及び天然乾燥の両方を生産している場合は、上段に人工乾燥、下段に天然乾燥を記入する。

(4) 財務状況：〔最近3か年の貸借対照表（又は資産・負債状況のわかる書類）、損益計算書及びその他参考となる書類を添付〕

2 木材の生産部門又は流通部門の構造改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

資金調達先別金額等：（始期 年 月 日～終期 年 月 日）

(1) 木材の高度加工に必要な資金

ア 合 計

年次計画		資金調達先別金額				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)
		短期運転資金	長期運転資金			
合 計	1年目 ．．．～	千円	千円	千円 ()	千円 ()	千円 ()
	2年目 ．．．～			()	()	()
	3年目 ．．．～			()	()	()
	4年目 ．．．～			()	()	()
	5年目 ．．．～			()	()	()

イ 加工

年次計画		資金調達先別金額				所要資金額算出基礎				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	所要 資金額 (合計)	生 産 計 画 量	1 m ³ 当 た り 加 工 諸 経 費	年 間 輸 送 費	年間資金 回 転 数	所 要 資 金 額 (A×B +C)÷ D= E
		短期運 転資金	長期運 転資金							
						A	B	C	D	E

加工	1年目			()	()	()	m ³ /年	千円/m ³	千円/年	回/年	千円
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

ウ 素材引取（J A S無垢材の原材料となるもの）

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎				
		木材産業等高度化推進資金		その他金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)	素材引取 計画量 A	1 m ³ 当たり素材・製品価格 B	年間 輸送費 C	年間資金 回転数 D	所要資金額 (A×B + C) ÷ D = E
素材引取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

(注1) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。

(注2) 申請者（借受者）が複数の場合における木材産業等高度化推進資金の合計額は、1億円以内とする。

(注3) 「生産計画量 A」は、上記1の(3)のイからエまでの計画量を転記することとし、複数の種類の材の生産を行う場合は、行数を増やし区分記入する。

(注4) 計画期間内に本計画に係る設備投資を計画している場合には、ア合計、イ加工並びにウ素材引取の「資金調達先別金額」の該当する各欄（ ）内にその金額を記載する。

(注5) 制度資金、日本政策金融公庫資金、県単補助金、自己資金等については、「その他」欄に記載する。

(2) 素材等の供給に必要な資金

ア 合 計

年次計画		資金調達先別金額				
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)
		短期運転資金	長期運転資金			
合 計	1年目 ．．．～	千円	千円	千円 ()	千円 ()	千円 ()
	2年目 ．．．～			()	()	()
	3年目 ．．．～			()	()	()
	4年目 ．．．～			()	()	()
	5年目 ．．．～			()	()	()

イ 素材生産

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎				
		木材産業等高度化推進資金		その他金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)	素材生産計画量 A	伐採・搬出等諸経費 B	年間立木購入費 C	年間資金回転数 D	所要資金額 (A×B＋C)÷D＝E
		短期運転資金	長期運転資金								
素材生産	1年目			()	()	()	m ³ /年	千円/m ³	千円/年	回/年	千円
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

ウ 素材・製品引取

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎				
		木材産業等高度化推進資金		その他金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)	素材・製品引取計画量 A	1 m ³ 当たり素材・製品価格 B	年間輸送費 C	年間資金回転数 D	所要資金額 (A×B + C) ÷ D = E
素材引取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					
製品引取	1年目			()	()	()					
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

エ 素材加工

年次計画		資金調達先別金額					所要資金額算出基礎			
		木材産業等高度化推進資金		その他金融機関資金	その他	所要資金額 (合計)	素材製品生産計画量 A	1 m ³ 当たり加工諸経費 B	年間資金回転数 C	所要資金額 (A×B)÷C= D
		短期運転資金	長期運転資金							
素材加工	1年目			()	()	()	m ³ /年	千円/m ³	回/年	千円
	2年目			()	()	()				
	3年目			()	()	()				
	4年目			()	()	()				
	5年目			()	()	()				

- (注1) 資金を借り受けようとする事業に係る金額等を記載する。
- (注2) 「計画期間の始期及び終期」については、必ずしも「国等の会計年度」や「事業体の決算期」に合致させなくともよい。
- (注3) イ素材生産に係る資金を借り受けようとする①の森林所有者については、「年間立木購入費」欄の記入の必要なし。
- (注4) 資金を借り受けようとする共同申請者が複数である場合は、欄を追加し、共同申請者（借受者）ごとに作成すること。
- (注5) 計画期間内に本計画に係る設備投資を計画している場合には、ア合計、イ素材生産、ウ素材・製品引取並びにエ素材加工の「資金調達先別金額」の該当する各欄（ ）内にその金額を記載する。
- (注6) 制度資金、日本政策金融公庫資金、県単補助金、自己資金等については、「その他」欄に記載する。

付表－1

(合併等により新たに設立された木材の加工を行う事業体)

合併等の実施状況

合併年月日	合併前の名称	合併等後の名称	合併等の目的

第7号様式（第5条関係）

その2

合 理 化 計 画 書

〔構造改善合理化資金関係：原木確保協定促進資金〕

事業体の名称	
--------	--

1 申請者の経営状況

(1) 木材製造業者

ア 工場の規模等

(ア) 過去3か年間の木材消費量

(単位：m³)

年度 氏名	年度	年度	年度	計

(注1) 木材製造業者ごとに作成すること。

(注2) 取引量は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入する。

(イ) 過去3か年間の主製品の生産量

(単位：m³)

年度 氏名	取扱品目	年度	年度	年度	計

(注1) 木材製造業者ごとに作成すること。

(注2) 取扱品目欄に、取り扱っている製材品別に区分して記載すること。

(注3) 取扱量は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入する。

(ウ) 機械装備の状況

機械名	形 式	台 数	出 力 (kw)
総出力			

イ 乾燥及び高次加工施設の設置状況及び生産量

施設名	施設内容（形式、設置数、能力）	年間生産量（m ³ ）

ウ 新規需要開発への取組み状況

(ア) 木造住宅ビルダー等との連携

提 携 先	提携先ビルダーの概要

(イ) 新規需要開発

項 目	内 容	実 施 方 法	備 考

エ 決算諸表（貸借対照表、損益計算書）、社会保険の加入状況

(注) 決算諸表については、過去3か年分を添付すること。

(2) 促進措置者

ア 事業の内容素材生産、卸売業等の別

イ 経営の規模

(ア) 過去3か年間の取扱い量

(単位：m³)

年度 氏名	取扱品目	年度	年度	年度	計

(注1) 促進措置実施者ごとに作成すること。

(注2) 取扱品目欄に、取り扱っている立木、素材、製材品等別に区分して記載すること。

(注3) 取扱量は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入する。

(イ) 機械装備の状況

機 械 名	形 式	台 数	出 力 (kw)
総 出 力			

ウ 決算諸表（貸借対照表、損益計算書）、社会保険の加入状況

（注）決算諸表については、過去3か年分を添付すること。

2 原木確保協定促進の目標

3 原木確保協定促進の内容及び実施時期

(1) 取引関係に関する事項

期 間	森林所有者等	製造業者等	取引方法等の内容

○事業の計画量

（単位：m³）

区分	森林所有者等	木材製造業者等	年度	年度	年度	年度	年度	合 計

（注1）区分は、立木、素材別に記載する。

（注2）計画量は、立方メートル単位で記載することとし、立方メートル未満は四捨五入すること。

(2) 伐採する森林の所在場所、保安林とその他の森林との区分、伐採面積、伐採方法、伐採齢等

森林の所在場所				森林所有者等	伐採立木面積 (ha)	伐採立木材積 (m ³)	伐採の方法等			伐採樹種	伐採齢	伐採期間	伐採後の造林の方法等					備 考 (保安林)
							主間伐別	伐採種別	伐採率(%)				造林方法	造林期間	造林樹種	造林面積 (ha)	植栽本数 (本)	
市	町	大字	字	地番														
計																		

（注1）森林の所在場所の欄は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合、又は、森林の現況は同じであるが森林施業計画の期間内の施業を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記する（その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班的記号を用いる。）。

（注2）森林所有者等の欄は、当該箇所が保安林に指定されており伐採の権限を有する素材生産業者等が事業者となる場合には、併せて森林所有者についても記載する。

（注3）伐採面積の欄は、実測又は見込みによりヘクタールを単位とし、小数第5位を四捨五入により記載する。

- (注4) 伐採立木材積の欄は、立方メートルを単位とし、小数第1位を四捨五入により記載する。
- (注5) 伐採の方法の欄は、主伐、間伐の区分と、皆伐、択伐、間伐の区分及び間伐率、択伐率を記載する。
- (注6) 伐採樹種の欄は、スギ、ヒノキ等の樹種を記載する。
- (注7) 伐採齢の欄は、伐採樹種別に伐採する立木のうち最も低いものの年齢と最も高いものの年齢とを「○～○」のように記載する。
- (注8) 伐採期間の欄は、1年を超えない期間を記載する。
- (注9) 造林方法の欄は、人工造林、ぼうが更新、天然下種更新等と記載する。
- (注10) 造林期間の欄は、1年を超えない期間を記載する。
- (注11) 造林面積の欄は、ヘクタールを単位とし、小数第5位を四捨五入により記載する。
- (注12) 備考の欄は、保安林の指定目的、伐採立木の搬出方法及び伐採跡地について行う植栽の時期を記載する。

(3)－1 木材生産流通改善施設の整備

事業実施者	実施時期	施設等種類 (所在地等)	整備する施設等の規模 (機械装備、能力)	事業費 (千円)

- (注) 「施設等種類」の欄は、所在地のほか製材施設、乾燥施設、プレカット施設、集材加工施設、流通拠点施設の別を記載すること。

(3)－2 開発行為を行う場合の木材生産流通改善施設の内容

開発行為者名

所 在 場 所			開発行為に係る 森林の土地の面積	開発行為の着手 及び完了年月日	備考
市町村 (郡)	字 (大字)	地番			

- (注1) 本表は、開発行為者ごとに別葉とすること。
- (注2) 開発行為に係る森林の土地の面積欄には、開発行為に係る森林の土地の面積について実測し、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- (注3) 備考欄には、開発行為を行うことについての行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、その手続の状況を記載すること。
- (注4) 本表に開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに開発行為に関する計画書を添付すること。

(4) 促進措置の内容

事業実施者	実施年度	取組内容	備考

(注1) 促進措置として木材の安定的な取引に関する取組みを行う場合には、備考欄に、立木、素材、製材品等の品目名及びその取引量を年度毎に記載する。

(注2) 取引量は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入する。

(5) 実施期間 自： 年 月 日 ～ 至： 年 月 日

4 木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

年 度	事 業 実 施 者	資金区分	施 設 等 種 類	資金調達先別金額（千円）					
				木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 資 金		そ の 他 金 融 機 関 資 金	自己資金	その他	合 計
				短 期 資 金	長 期 資 金				
第1年度 年度		設備資金							
		運転資金							
第2年度 年度		設備資金							
		運転資金							
第3年度 年度		設備資金							
		運転資金							
第4年度 年度		設備資金							
		運転資金							
第5年度 年度		設備資金							
		運転資金							

(注1) 事業実施者（借受者）ごとに作成すること。

(注2) 施設等種類欄の設備資金欄には、製材施設、乾燥施設、プレカット施設、集成材加工施設、流通拠点施設等を記載すること。

(注3) 施設等種類欄の運転資金欄には、素材の購入代金、機械・施設の使用料、作業労賃等必要とする資金を記載すること。

(注4) 調達先欄には、該当する金融機関名と金額を記載すること。

(注5) その他欄には、国、都道府県、市町村等が行う補助事業について、補助主体も併せて記載すること。

(注6) 木材産業等高度化推進資金を借り入れる場合には、所用資金額算出基礎を添付すること。

5 その他

(注) 本事業についての取組の概念図を記載する。

第九号様式及び第十号様式を次のように改める。

第 9 号様式（第 8 条関係）

実 績 報 告 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所 事業体等の所在地

氏 名 名称及び代表者名 印

（※法人にあつては、登記している住所、名称及び代表者名）

年 月 日付け第 号で認定を受けた合理化計画に係る第 年度（計画期間 年 月 日～ 年 月 日）の事業実績につき、下記のとおり報告します。

記

1 事業経営改善合理化資金関係

資金名						
項目		事業量			事業費	木材産業等高度化推進資金認定額（実績欄においては借入額）
		国産材	外材	計		
合理化計画における計画	素 材 生 産	m ³	m ³	m ³	千円	千円
	間伐等素材生産		—			
	素 材 引 取	()	()	()		
	間 伐 材 等 素 材 引 取	()	()	()		
	素 材 転 換	()	—	()		
	製 品 引 取	()	()	()		
	間 伐 材 等 製 品 引 取	()	()	()		
	計 A	()	()	()		
	製 品 生 産	()	()	()		
	間 伐 材 等 製 品 生 産	()	()	()		
本年度の合理化	素 材 生 産		—			
	間伐等素材生産		—			
	素 材 引 取	()	()	()		
	間 伐 材 等 素 材 引 取	()	()	()		

計画 に対する 実績	素 材 転 換	()		()		
	製 品 引 取	()	()	()		
	間 伐 材 等 製 品 引 取	()	()	()		
	計 B	()	()	()		
	製 品 生 産	()	()	()		
	間 伐 材 等 製 品 生 産	()	()	()		
計画対実績の割合 B/A		() %	() %	() %	 %	 %

(注) 1 合理化計画における計画の欄について

(1) 事業量については、

- ① 合理化計画書の事業計画から該当数値の素材換算したものを記入する。
- ② 素材引取の()は、JAS認証業者等のJAS製品生産量を合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
- ③ 単独融資に係るものである場合、素材引取、素材転換及び製品引取の()は、需要開発に係る認定者にあつては、その生産計画量を、製材の日本農林規格（構造用製材に係るものに限る。）に係る認定者にあつては、JAS製品生産計画量を合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
- ④ 間伐材等製品生産については間伐材等の素材及び製品の加工に要した経費を記入する。

(2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画事業量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。

(3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。

2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について

(1) 事業量については、

- ① 合理化計画に掲げた事業の実績の素材換算数値を記入する。
- ② 素材引取、素材転換及び間伐材等素材引取の()は、JAS認証業者等のJAS製品生産量を記入する。
- ③ 単独融資に係るものである場合、素材引取、素材転換及び製品引取の()は、需要開発に係る認定者にあつては、その生産量を、製材の日本農林規格（構造用製材に係るものに限る。）に係る認定者にあつては、JAS製品生産量を記入する。

(2) 事業費については、

- ① 素材生産については、立木購入代金、素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械・施設の使用料又は作業労賃の総額を記入する。
- ② 素材引取、素材転換及び製品引取については、国産材に係る素材又は製材品の引取金額を記入する。
- ③ 間伐材等素材生産については、間伐等に係る立木購入代金、素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用として集運材のための機械・施設の使用料又は作業労賃の総額を記入する。
- ④ 間伐材等素材引取、間伐材等製品引取については、間伐材等の素材又は間伐材等に係る製材品の引取金額を記入する。

(3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。

3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

2 構造改善合理化資金関係

- (1) チップ等安定供給資金、木材高度加工資金、原木確保協定促進資金（立木等引取、素材生産に係る資金）関係

資金名						
項目		事業量			事業費	木材産業等高度化推進資金認定額（実績欄においては借入額）
		国産材	外材	計		
合 理 化 計 画 に お け る 計 画	立 木 引 取	m ³ ()	m ³ —	m ³ ()	千円	千円
	素 材 生 産	()	()	()		
	素 材 引 取	()	()	()		
	製 品 引 取	()	()	()		
	計 A	()	()	()		
本 年 度 の 合 理 化 計 画 に 対 す る 実 績	立 木 引 取	()	—	()		
	素 材 生 産	()	()	()		
	素 材 引 取	()	()	()		
	製 品 引 取	()	()	()		
	計 B	()	()	()		
計 画 対 実 績 の 割 合 B / A（素材換算値）		() %	() %	() %		

(注) 1 合理化計画における計画の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画書の事業計画から該当数値の素材換算したものを記入する。
- (2) 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画事業量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
- (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。

2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について

- (1) 事業量については、合理化計画に掲げた事業の実績の素材換算数値を記入する。
- (2) 事業費については、立木引取は立木購入代金等を、素材引取、製品引取は国産材に係る素材又は製材品の購入代金等を記入する。
- (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。

3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

- (2) 木材高度加工資金、原木確保協定促進資金（木材加工に係る資金）関係

資金名	
-----	--

項目		事業量	事業費	木材産業等高度化推進資金 認定額（実績欄においては 借入額）
合理化計画における計画	素材の消費量	m ³	千円	千円
	製材品の消費量			
	計 A			
本年度の合理化計画に対する実績	素材の消費量			
	製材品の消費量			
	計 B			
計画対実績の割合 B / A		%	%	%

（注）1 合理化計画における計画の欄について

- （1） 事業量については、合理化計画書の事業計画から該当数値を転記する。
- （2） 事業費については、合理化計画書の資金計画の計画消費量と単位当たりの事業費を乗じて該当資金ごとに算出したものを記入する。
- （3） 木材産業等高度化推進資金認定額は、合理化計画書の資金調達額の木材産業等高度化推進資金額を転記する。

2 本年度の合理化計画に対する実績の欄について

- （1） 事業量については、合理化計画に掲げた事業の実績を記入する。
- （2） 事業費については、素材・製材品の消費に要した経費を記入する。
- （3） 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。

3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下1位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

3 林業経営改善資金

事業区分			事業量 (ha)	事業費 (千円)	木材産業等高度化推進資金認定額（実績欄においては借入額） (千円)
林業経営改善計画における計画	所有 森林	植 栽			
		保 育			
	施 業 受 託	植 栽			
		保 育			
		間 伐			
	経 営 受 託	植 栽			
		保 育			
		間 伐			
	委 託	造林面積			
	計 A				
	委 託	素材生産 C			
	一 貫 作 業	一貫作業 E			
本年度の林業経営改善計画に対する実績	所有 森林	植 栽			
		保 育			
	施 業 受 託	植 栽			
		保 育			
		間 伐			
	経 営 受 託	植 栽			
		保 育			
		間 伐			
	委 託	造林面積			
	計 B				
	委 託	素材生産 D			
	一 貫 作 業	一貫作業 F			
計画対実績の割合 B/A			%	%	%
計画対実績の割合 C/D			%	%	%
計画対実績の割合 E/F			%	%	%

(注) 1 林業経営改善計画における計画の欄について

- (1) 事業量については、林業経営改善計画書の 3 の(2)の「目標を達成するため必要な事項の実行計画量」の値を記入する。

- (2) 事業費については、林業経営改善計画書の 4 の「3 の(2)のアからウまでの伐採事業、造林事業、林道事業の実施及び森林の取得等に必要な資金」の計の金額を各事業区分ごとに転記又は按分して記入する。
 - (3) 木材産業等高度化推進資金認定額は、林業経営改善計画書の 4 の「3 の(2)のアからウまでの伐採事業、造林事業、林道事業の実施及び森林の取得等に必要な資金」から推進資金からの借入金の額を転記する。
- 2 本年度の林業経営改善計画に対する実績の欄について
- (1) 事業量については、林業経営改善計画に掲げた事業の実績を記入する。
 - (2) 事業費については、事業を実施するのに要した金額を記入する。
 - (3) 借入額については、ピーク時の借入額を記入する。
- 3 計画対実績の割合は、百分率（小数点以下 1 位を四捨五入し単位止めとする。）で表す。

第 10 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

三重県知事 宛て

金融機関名

代表者名

貸 付 状 況 の 報 告 に つ い て

年度第 四半期における木材産業等高度化推進資金の貸付けの状況を次のとおり報告します。

資金種類別貸付状況

(単位：件、千円)

資金の種類			前期末貸付 残 高 (A)		当期貸付						当期償還 (C)		当期末貸付 残 高 (A+B-C= D)		備考	
					単独事業		左記以外		計 (B)							
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
事業経営改善合理化資金	計		()		()		()		()		()		()			
	素材生産等促進資金	計		()		()		()		()		()		()		
		短期資金	2倍 協調													
			3倍 協調													
			4倍 協調													
		長期資金	2倍 協調													
			3倍 協調													
			4倍 協調													
		(JAS認証 業者等)														
	新規需要創出資金	計		()		()		()		()		()		()		
		短期資金														
		長期資金														
		(JAS認証 業者等)														
	素材転換促進資金	計		()		()		()		()		()		()		
		短期資金														
		長期資金														
		(JAS認証 業者等)														
	間伐等促進資金	計		()		()		()		()		()		()		
		短期資金	2倍 協調													
			3倍 協調													
			4倍 協調													

	進 資 金	長 期 資 金	2倍 協調													
			3倍 協調													
			4倍 協調													
構 造 改 善 合 理 化 資 金	計			()		()		()		()		()				
	チ ツ プ 等 安 定 供 給 資 金	計		()		()		()		()		()				
		短期資金														
		長期資金														
	木 材 高 度 加 工 資 金	計		()		()		()		()		()				
		短期資金														
		長期資金														
	原 木 確 保 協 定 促 進 資 金	計		()		()		()		()		()				
		短 期 資 金	2倍 協調													
			3倍 協調													
		長 期 資 金	2倍 協調													
			3倍 協調													
	林 業 経 営 改 善 資 金	計			()		()		()		()		()			
林 業 経 営 高 度 化 推 進 資 金		計		()		()		()		()		()				
		短期資金														
		長期資金														
伐 採 ・ 造 材 一 貫 作 業 推 進 資 金		計		()		()		()		()		()				
		短 期 資 金	2倍 協調													
			3倍 協調													
		長 期 資 金	2倍 協調													
			3倍 協調													

計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(注) 1 件数欄の記載は、金融機関から貸し出されるごとに1件として計上する貸付の件数を裸書きとし、()内にはそれぞれに該当する合理化計画認定者数(数人共同体の場合は団体ごとに1件とする。)を記入する。

なお、()内の件数については次のように整理すること。

- (1) 前期末残高の欄の記載は、直前の四半期末の貸付状況報告における当該数値を転記する。
 - (2) 当期貸付の欄の()内には、貸付残高の無い者に貸し付けた場合の数を記入する。
 - (3) 当期償還の欄の()内には、償還により貸付残高が皆無となった者の数を記入する。
 - (4) 当期末残高の欄の()内には、当期末において資金を貸し付けている者の数を記入する。
- 2 J A S 認証業者等の欄には、当期末貸付残高のうち木材製品の規格化を促進するため J A S 認証業者等に貸し付けている件数及び貸付残高を記入する。ただし、製材の日本農林規格(構造用製材に係るものに限る。)の認証業者は除く。
- 3 当該貸付欄の単独事業とは、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」の記の第3の1の(3)の事業体に係る貸付けとする。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、改正前の林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則をここに公布します。

平成三十年六月二十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六十五号

三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則

三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成八年三重県規則第七十三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十七条第三項及び第四項の規定に基づき、第一種特定海洋生物資源の採捕の数量又は第二種特定海洋生物資源知事管理努力量の報告に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（採捕の数量等の報告者）

第三条 指定漁業等を営む者及び法第三条第二項第六号の政令で定める者以外のものであつて、法第十七条第三項の都道府県の規則で定める者（以下「採捕の数量等の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。

- 一 中型まき網漁業（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第二項に規定する中型まき網漁業をいう。）
- 二 定置網漁業（漁業法第六条第三項に規定する定置漁業をいう。）
- 三 漁業法第六条第五項第二号に掲げる第二種共同漁業（定置網を使用するものに限る。）
- 四 機船船びき網漁業（三重県漁業調整規則（昭和四十一年三重県規則第二十一号。以下「漁業調整規則」という。）第七条第二号に掲げる漁業をいう。）
- 五 敷網漁業（漁業調整規則第七条第六号に掲げる漁業をいう。）
- 六 太平洋広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業
- 七 その他前各号に掲げるもの以外の漁業でくろまぐろを採捕する漁業
- 八 その他前各号に掲げるもの以外の漁業でまあじ、まいわし、まさば及びこまさば、さんま並びにするめいかを採捕する漁業

（採捕の数量等に係る都道府県知事に対する報告事項）

第四条 法第十七条第三項の規定による報告（以下「採捕の数量等の報告」という。）を行うとき、同項に規定する農林水産省令で定める事項と併せて知事に報告すべき事項は次のとおりとする。

- 一 採捕の数量等の報告者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、免許を有する場合及び共同経営で許可を受けている場合にあつては代表者の氏名）
- 二 採捕に係る漁業の免許番号及び船名又は船舶の許可番号（太平洋広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業にあつては、承認番号）（許可番号又は承認番号がない場合は、漁船登録番号）及び船名
- 三 採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日（くろまぐろの養殖用種苗の採捕にあつては、移送用の仮生けす等に入れた日）

（採捕の数量等の報告の方法）

第五条 採捕の数量等の報告は、次の表の第一欄各号に掲げる第一種特定海洋生物資源について、同表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる日ごとに当該日が属する月の日に陸揚げされた当該第一種特定海洋生物資源の採捕の数量を集計し、同表の第四欄に掲げる期限までに別記様式第一号により書面で提出しなければならない。

一 中型まき網漁業及び定置網漁業等を営む者によつて採捕されたまあいし、まいわし、まさば及びびごまさば、さんま、するめいか並びに機船船びき網漁業を営む者によつて採捕されたまいわし	漁獲可能量による管理の対象となる期間（以下この条において「漁獲可能量管理期間」という。）	月の末日	当該月の翌月の十日まで
一 敷網漁業を営む者によつて採捕されたさんま	漁獲可能量管理期間	月の末日	当該月の翌月の十日まで
三 くろまぐろ	漁獲可能量管理期間	月の末日	当該月の翌月の十日まで

2 知事が法第八条第二項の公表をしたとき、採捕の数量等の報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する漁獲可能量管理期間の末日までの間は、当該公表に係る採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から三日以内に別記様式第一号により書面で提出しなければならない。

3 前項の規定による書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（第七条第三項において「信書便」という。）で提出した場合における第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

（漁獲努力量等に係る都道府県知事に対する報告事項）

第六条 法第十七条第四項の規定による報告（以下「漁獲努力量等の報告」という。）を行うとき、同項に規定する農林水産省令で定める事項と併せて知事に報告すべき事項は次のとおりとする。

一 知事管理努力量に係る採捕を行う者（以下「漁獲努力量等の報告者」という。）の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、共同経営で許可を受けている場合にあつては代表者の氏名）

一 知事管理努力量に係る漁業の免許番号及び船名又は船舶の許可番号及び船名

二 知事管理努力量の対象となる漁ろう作業を行った日

（漁獲努力量等の報告の方法）

第七条 漁獲努力量等の報告は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日ごとに当該日

が属する月の日に行われた漁ろう作業に係る知事管理努力量の対象となる漁獲努力量を集計し、同表の下欄に掲げる期限までに別記様式第二号により書面で提出しなければならない。

漁獲努力量による管理の対象となる期間 （以下この条において「漁獲努力量管理期間」という。）	漁獲努力量管理期間の終了の日	漁獲努力量管理期間の終了の日の 十日後まで
--	----------------	--------------------------

2 知事が法第八条第二項の公表をしたとき、漁獲努力量等の報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する漁獲努力量管理期間の末日までの間は、当該公表に係る漁獲努力量に係る漁ろう作業終了後最初にいずれかの港に入港した日ごとに当該入港した日から三日以内に別記様式第二号により書面で提出しなければならない。

3 前項の規定による書面を郵便又は信書便で提出した場合における漁獲努力量に係る漁ろう作業終了後最初にいずれかの港に入港した日から知事に報告するまでの期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

（電子情報処理組織による報告）

第八条 知事は、法第十七条第三項又は第四項の規定による報告について、第五条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第二項の規定による書面による報告の方法に代えて、三重県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と採捕の数量等の報告者又は漁獲努力量等の報告者の使用に係る入出力装置として三重県知事が公表して指定するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下単に「電子情報処理組織」という。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた報告は、三重県の使用に係る電子計算機に備えられ又は接続されたファイルへの記録がされた時に三重県に到達したものとみなす。

3 電子情報処理組織を使用して、法第十七条第三項又は第四項の規定による報告をしようとする者についての第五条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第二項の規定の適用については、第五条第一項及び第二項中「別記様式第一号により書面で提出」とあるのは「入出力装置（採捕の数量等の報告書の使用に係る入出力装置として三重県知事が公表して指定するものに限る。）から入力してファイルに記録」と、第七条第一

項及び第二項中「別記様式第二号により書面で提出」とあるのは「入出力装置（漁獲努力量等の報告書の使用に係る入出力装置として三重県知事が公表して指定するものに限る。）から入力してファイルに記録」とする。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年七月一日から施行する。
- 2 第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項の表第三号の項中「十日」とあるのは、「末日」とする。

別記様式第1号（第5条関係）

(1) 第3条第6号又は第7号の漁業を営む者の場合（(2)の場合を除く。）

※受理年月日	
※処理年月日	

採 捕 の 数 量 等 の 報 告 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕の数量を次のとおり報告
します。

許可番号又は承認番号 （許可番号又は承認番号がない場合は漁船登録番号）		船 名	
第1種特定海洋生物資源		陸揚げした日	採捕の数量（kg）
くろまぐろ	30kg 未満		
	30kg 以上		

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 ※印を付した欄は、記載しないこと。

- (2) 第3条第6号又は第7号の漁業を営む者のうち水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく漁業協同組合（以下「漁協」という。）が、組合員に代わりくろまぐろの採捕の数量を報告する場合

	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">※受理年月日</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>※処理年月日</td> <td></td> </tr> </table>	※受理年月日		※処理年月日																																																									
※受理年月日																																																													
※処理年月日																																																													
採 捕 の 数 量 等 の 報 告 書 年 月 日 三重県知事 宛て 組合名 代表者氏名 漁業協同組合 印 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕の数量を次のとおり報告します。 第1種特定海洋生物資源 くろまぐろ小型魚（30kg 未満） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">氏名</th> <th style="width: 15%;">住所</th> <th style="width: 20%;">許可番号又は承認番号（許可番号又は承認番号がない場合は漁船登録番号）</th> <th style="width: 10%;">船名</th> <th style="width: 10%;">陸揚げした日</th> <th style="width: 30%;">採捕の数量（kg）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> 第1種特定海洋生物資源 くろまぐろ大型魚（30kg 以上） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">氏名</th> <th style="width: 15%;">住所</th> <th style="width: 20%;">許可番号又は承認番号（許可番号又は承認番号がない場合は漁船登録番号）</th> <th style="width: 10%;">船名</th> <th style="width: 10%;">陸揚げした日</th> <th style="width: 30%;">採捕の数量（kg）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> （備考） 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 ※印を付した欄は、記載しないこと。		氏名	住所	許可番号又は承認番号（許可番号又は承認番号がない場合は漁船登録番号）	船名	陸揚げした日	採捕の数量（kg）																									氏名	住所	許可番号又は承認番号（許可番号又は承認番号がない場合は漁船登録番号）	船名	陸揚げした日	採捕の数量（kg）																								
氏名	住所	許可番号又は承認番号（許可番号又は承認番号がない場合は漁船登録番号）	船名	陸揚げした日	採捕の数量（kg）																																																								
氏名	住所	許可番号又は承認番号（許可番号又は承認番号がない場合は漁船登録番号）	船名	陸揚げした日	採捕の数量（kg）																																																								

(3) 第3条第2号又は第3号の漁業を営む者の場合（(4)の場合を除く。）

<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">※受理年月日</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">※処理年月日</td> <td></td> </tr> </table>		※受理年月日		※処理年月日	
※受理年月日					
※処理年月日					
採 捕 の 数 量 等 の 報 告 書					
年 月 日					
三重県知事 宛て					
住所 氏名					
印					
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) (免許を共有する場合及び共同経営で許可を受けている場合にあっては、代表者の氏名)					
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕の数量を次のとおり報告します。					
免許番号又は許可番号 (免許番号又は許可番号がない場合は漁船登録番号)		船名			
第1種特定海洋生物資源		陸揚げした日	採捕の数量 (kg)		
くろまぐろ	30kg 未満				
	30kg 以上				
まあじ					
まいわし					
まさば及びごまさば					
さんま					
するめいか					
(備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。 3 ※印を付した欄は、記載しないこと。					

- (4) 第3条第2号又は第3号の漁業を営む者のうち、漁協が定置網漁業を営む組合員に代わり、くろまぐろの採捕数量を報告する場合

	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">※受理年月日</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">※処理年月日</td> <td></td> </tr> </table>	※受理年月日		※処理年月日																																																									
※受理年月日																																																													
※処理年月日																																																													
採 捕 の 数 量 等 の 報 告 書 年 月 日 三重県知事 宛て 組合名 漁業協同組合 代表者氏名 印																																																													
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕の数量を次のとおり報告します。 第1種特定海洋生物資源 くろまぐろ小型魚（30kg 未満） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">氏名</th> <th style="width: 15%;">住所</th> <th style="width: 20%;">免許番号又は許可番号(免許番号又は許可番号がない場合は漁船登録番号)</th> <th style="width: 10%;">船名</th> <th style="width: 10%;">陸揚げした日</th> <th style="width: 30%;">採捕の数量(kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> 第1種特定海洋生物資源 くろまぐろ大型魚（30kg 以上） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">氏名</th> <th style="width: 15%;">住所</th> <th style="width: 20%;">免許番号又は許可番号(免許番号又は許可番号がない場合は漁船登録番号)</th> <th style="width: 10%;">船名</th> <th style="width: 10%;">陸揚げした日</th> <th style="width: 30%;">採捕の数量(kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 ※印を付した欄は、記載しないこと。		氏名	住所	免許番号又は許可番号(免許番号又は許可番号がない場合は漁船登録番号)	船名	陸揚げした日	採捕の数量(kg)																									氏名	住所	免許番号又は許可番号(免許番号又は許可番号がない場合は漁船登録番号)	船名	陸揚げした日	採捕の数量(kg)																								
氏名	住所	免許番号又は許可番号(免許番号又は許可番号がない場合は漁船登録番号)	船名	陸揚げした日	採捕の数量(kg)																																																								
氏名	住所	免許番号又は許可番号(免許番号又は許可番号がない場合は漁船登録番号)	船名	陸揚げした日	採捕の数量(kg)																																																								

(5) 第3条第1号、第4号、第5号又は第8号の漁業を営む者の場合

※受理年月日	
※処理年月日	

採 捕 の 数 量 等 の 報 告 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、
その名称及び代表者の氏名)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕の数量を次のとおり報告します。

許可番号(許可番号がない場合は漁船登録番号)		船 名	
第1種特定海洋生物資源		陸揚げした日	採捕の数量(kg)
くろまぐろ	30 kg未満		
	30 kg以上		
まあじ			
まいわし			
まさば及びごまさば			
さんま			
するめいか			

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 ※印を付した欄は、記載しないこと。

別記様式第2号（第7条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

漁 獲 努 力 量 等 の 報 告 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、
その名称及び代表者の氏名）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第4項の規定に基づき、漁獲努力量を次のとおり報告します。

許可番号			船 名	
第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	漁獲努力量	漁ろう作業を行った日
とらふぐ	小型機船底びき網（うちまめ板網漁業）	伊勢湾	隻日	

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 ※印を付した欄は、記載しないこと。

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年六月二十九日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県規則第六十六号

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

三重県企業立地促進条例施行規則（平成十五年三重県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

別表第二第七号の項中「十人」を「五人」に、「五人」を「二人」に改める。

別表第三第七号の項中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の三重県企業立地促進条例施行規則の規定は、平成三十年六月一日から適用する。

告 示

三重県告示第 439 号

次のとおり救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されました。

平成 30 年 6 月 29 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

救急病院の名称	救急病院の所在地	救急病院に該当しなくなった日
医療法人 田中病院	伊勢市曾根 1 丁目 7 番 21 号	平成 30 年 7 月 1 日

三重県告示第 440 号

次の病院を救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院として認定しました。

平成 30 年 6 月 29 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

救急病院の名称	救急病院の所在地	認定の効力が生ずる日	認定が効力を有する期限
医療法人 田中病院 伊勢田中病院	伊勢市大世古 4 丁目 6 番 47 号	平成 30 年 7 月 1 日	平成 32 年 1 月 29 日

三重県告示第 441 号

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の規定に基づく木材産業等高度化推進資金の種類、内容及び貸付条件（平成 8 年三重県告示第 303 号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用します。ただし、同日までに金融機関が貸し付けた木材産業等高度化推進資金に係る利率については、なお従前の例によります。

平成 30 年 6 月 29 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

表第 1 号の項から第 3 号の項までを次のように改める。

1 事業 経営改 善合理 化資金	(1) 素材生 産等促進 資金	森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者（素材生産に係るものに限る。）又は数人共同事業体若しくは単独事業体（数人協同事業体に単独事業体を加えた事業体を含む。以下「数人共同事業体等」と	利率 短期資金 年 1.60%（4 倍協調資金） 年 1.50%（3 倍協調資金） 年 1.30%（2 倍協調資金）
---------------------------	-----------------------	--	--

	いう。)が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り(木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。)又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で次に掲げるもの ア 素材生産を行うのに必要な資金であつて、施業集約化費用、立木購入代金、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用及び作業委託費 イ 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金及び素材の引取りに必要な輸送費 ウ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金及び製材等の引取りに必要な輸送費 エ 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金 なお、エの資金の貸付対象者は、アからウまでのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。	長期資金(資金の回収期間が1年を超えるもの) 年1.30%(4倍協調資金) 年1.20%(3倍協調資金) 年1.00%(2倍協調資金) 償還期限 短期資金 1年以内 長期資金 5年以内 (据置期間1年以内を含む。) 貸付限度額 1億円 特別貸付限度額 (知事が林野庁長官の承認を得た場合に限る。) (1) 素材生産に係る資金にあつては、素材の年平均生産量が1万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2億円 (2) 素材の引取りに係る資金にあつては、素材の年平均引取量が1万5千立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2億円 (3) 製品の引取りに係る資金にあつては、木材製品の年平均引取量が2万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2億円 (4) 素材の引取りに係る資金にあつては、素材の年平均引取量が3万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 4億円 (5) 製品の引取りに係る資金にあつては、木材製品の年平均引取量が4万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 4億円 (6) 素材及び製品の引取りに係る資金であつては、素材及び木材の年平均引取量5万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 5億円
(2) 新規需要創出資金	1 木材の製造に係る事業体であつて2に掲げる木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者が、当該製品の原材料となる素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で次に掲げるものとする。 ア 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び素材の引取りに必要な輸送費 イ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び製材等の引取りに必要な輸送費 ウ 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金(素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。) 2 本資金の貸付対象となる木材の新規需要の創出に資する木材製品とは、次に掲げるものであつて、非住宅分野における木材需要の開拓、国産材の利用が低位な部材における国産材利用の拡大又は木質バイオマス利用の拡大に資すると認められるものとする。 ア 製材 イ 合板 ウ 集成材 エ 単板積層材 オ 防腐、防虫、耐火処理材 カ 直交集成板 キ 木質チップ、ペレット ク その他林野庁長官が承認した製品	利率 短期資金 年1.30% 長期資金 年1.00% (資金の回収期間が1年を超えるもの) 償還期限 短期資金 1年以内 長期資金 5年以内 (据置期間1年以内を含む。) 貸付限度額 1億円

2 構造改善合理化資金	(1) 木材高度加工資金	1 次に掲げる木材の製造に係る事業者が木材の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費（J A S無垢材に係るものに限る。）とする。 ア 次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業者であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね 3,000 立方メートル以上のもの （ア） 集成材製造施設 （イ） 人工乾燥施設 （ウ） 薬剤処理施設 （エ） プレカット加工施設 （オ） 廃木材破砕・再生処理施設 （カ） 製材用省力化設備 （キ） 合板用省力化設備 （ク） 木製組立材料製造用省力化設備 （ケ） 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備 イ 合併等により新たに設立された素材等の加工を行う事業者であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね 5,000 立方メートル以上のもの ウ 木材 J A S 製品、乾燥材等の高度加工を行うもの 2 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づき 1 の資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で、次に掲げるものとする。 ア 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場からの最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費 イ 素材又は木材製品の引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金であって、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金 ウ 貸付対象者は、契約、協定等に基づき素材若しくは木材製品を引取り、その加工を行うのに必要となる資金又は当該素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な資金を借り受けようとする者とする。	利率 短期資金 年 1.30% 長期資金 年 1.00% （資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 償還期限 短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 （据置期間 1 年以内を含む。） 貸付限度額 1 億円 特別貸付限度額 （知事が林野庁長官の承認を得た場合に限る。） J A S 無垢材の製造を行う者の事業に要する資金に係るもの 2 億円
	(2) 原木確保協定促進資金	1 木材の製造に係る事業者が原木を安定的に確保するため、立木又は素材の計画的な引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金で、立木又は素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、立木又は素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等の加工を行うのに必要な資金（販売・管理費を除く。） 2 木材の卸売又は木材市場に係る事業者が原木を安定的に確保するため、立木又は素材の計画的な引取りを行うのに必要な短期又は長期の運転資金で、立木又は素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び立木又は素材の引取りに	利率 短期資金 年 1.50%（3 倍協調資金） 年 1.30%（2 倍協調資金） 長期資金（資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 年 1.20%（3 倍協調資金） 年 1.00%（2 倍協調資金） 償還期限 短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 （据置期間 1 年以内を含む。） 貸付限度額 3 億円（林野庁長官が 4 億円を超えない範囲で承認した場合は、その承認額）

		必要な輸送費	
3 林業経営改善資金	(1) 林業経営高度化推進資金	1 林業を営む者が行う造林に必要な短期又は長期の運転資金で、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料及び作業委託費 2 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体又は知事が認定した中核組合が素材生産を請負わせるのに必要な短期又は長期の運転資金で、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払い金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃	利率 短期資金 年 1.60% 長期資金 年 1.30% (資金の回収期間が 1 年を超えるもの) 償還期限 短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 (措置期間 1 年以内を含む。) 貸付限度額 5 千万円 特別貸付限度額 造林の年間施業面積 500ha 以上 1 億 5 千万円
	(2) 伐採・造林一貫作業推進資金	森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体が素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な短期又は長期の運転資金で次に掲げるものとする。 ア 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。） イ 造林を行うのに必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料及び作業委託費	利率 短期資金 年 1.50%（3 倍協調資金） 年 1.30%（2 倍協調資金） 長期資金（資金の回収期間が 1 年を超えるもの） 年 1.20%（3 倍協調資金） 年 1.00%（2 倍協調資金） 償還期限 短期資金 1 年以内 長期資金 5 年以内 (据置期間 1 年以内を含む。) 貸付限度額 1 億円 特別貸付限度額 (知事が林野庁長官の承認を得た場合に限る。) 素材の年平均生産量が 1 万立方メートル以上の者の事業に要する資金に係るもの 2 億円

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
